

- 〔問 6〕 労働基準法に定める年次有給休暇に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 労働基準法第 41 条第 2 号に該当するいわゆる管理監督者については、同法第 4 章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用されず、また、年次有給休暇に関する規定も適用されない。
- B 6 週間以内に出産する予定の女子が、労働基準法第 65 条の規定により休業したところ、予定の出産日より遅れて分娩し、産前休業の期間が、結果的には産前 6 週間を超えた場合に、当該超えた部分の休業期間は、労働基準法第 39 条(年次有給休暇)第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、出勤したものとみなす必要はない。
- C 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 2 条第 1 号に規定する育児休業若しくは同条第 2 号に規定する介護休業をした期間又は同法第 16 条の 2 に規定する子の看護休暇を取得した期間並びに産前産後の女性が労働基準法第 65 条の規定によって休業した期間は、同法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、出勤したものとみなされる。
- D 労働者派遣法の規定によるいわゆる紹介予定派遣により派遣されていた派遣労働者が、引き続いて当該派遣先に雇用された場合には、労働基準法第 39 条の年次有給休暇の規定の適用については、当該派遣期間については、年次有給休暇付与の要件である継続勤務したものとして取り扱わなければならない。
- E 労働基準法第 39 条第 6 項の規定による所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、出来高払制その他の請負制によって定められた賃金にあつては、その賃金算定期間(当該期間に出来高払制その他の請負制によって計算された賃金がない場合においては、当該期間前において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間)において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における 1 日平均所定労働時間数を乗じて算定される。

第38回(平成18年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準															
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。															
① 選択式試験は、総得点22点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、労基法及び安衛法、労災保険法、雇用保険法、社保一般常識、厚生年金保険法は 2 点以上）である者															
② 択一式試験は、総得点41点以上かつ各科目 4 点以上（ただし、労基法及び安衛法、労働社保一般常識は 3 点以上）である者															
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。															
(2) 配点															
① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計40点満点とする。															
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目10点満点、合計70点満点とする。															

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑫	③	⑧	⑰	⑩	B	A	C	B	B	E	D	B	A	C